

「東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例」について

1. 条例改正理由

小小学童保育所の増改築工事に伴い、既存所舎及び増築所舎の名称を改正及び追加する必要があるため、条例の一部を改正する必要がある。

2. 条例改正案の要点

東久留米市立学童保育所設置条例の別表中名称の「小小学童保育所」を「小山第一学童保育所」に改正し、その次に「小山第二学童保育所」を追加する。位置については、ともに「東久留米市小山五丁目5番4号」とする。

3. 条例施行予定日

令和8年1月1日

4. その他

東久留米市立学童保育所設置条例の一部改正に伴い、東久留米市立学童保育所設置条例施行規則の別表第1の一部を改正する。定員は、小山第一学童保育所を60名、小山第二学童保育所を70名とする予定である。